

第 6 号様式の 2（第 3 条関係）

設計者の資格に関する申告書（表）

年 月 日

（あて先）奈良市長

開発許可申請者 住所
氏名
（電話番号 ）

都市計画法第 3 1 条の規定による設計者の資格について、次のとおり申告します。

設計者氏名				生年月日		
住 所						
勤務先名称 及び所在地		(電話番号)				
最 終 学 歴		学校名 修学年数	学科 卒業年月 年 月			
資格 免許等	名 称	技術士 () 部門	一級建築士		その他 ()	
	登録番号等					
	取得年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日
宅 地 開 発 に 関 す る 実務経歴	勤務先の名称	工事名及び 実務の内容	期 間			期間の合計
			年 月から (年 月) 年 月まで			年 月
			年 月から (年 月) 年 月まで			
			年 月から (年 月) 年 月まで			
			年 月から (年 月) 年 月まで			
20ha 以上 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 設計経歴	事業主名	工事名	施行区域	面積(ha)	許認可 年月日・番号	
都市計画法施行規則 第 19 条該当号		第 1 号 (イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ)・第 2 号				

備考

- 1 「20ha 以上の開発行為に関する工事の設計経歴」の欄は、開発区域の面積が 20ha 以上の場合のみ記入してください。
- 2 「都市計画法施行規則第 1 9 条該当号」の欄は、該当号を○印で囲んでください。
- 3 該当する資格を証明する書類の写しを添付してください。

設計資格を要する工事について（裏）

1 設計資格を要する工事

開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為に関する工事の設計に係る設計図書は、国土交通省令で定める資格を有する者の作成したものでなければなりません。

2 設計資格

設計者が有すべき資格は次で定めるとおりです。

都市計画法施行規則第19条

法第31条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 1 開発区域の面積が1ヘクタール以上20ヘクタール未満の開発行為に関する工事にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - ロ 学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
 - ハ 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
 - ニ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
 - ホ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - ヘ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - ト 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、次条から第19条の4までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）がこの省令の定めるところにより行う講習（以下「講習」という。）を修了した者
 - チ 国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- 2 開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあつては、前号のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことのあるもののその他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めた者であること。

- ・ ホの「国土交通大臣が定める部門」は、建設部門、水道部門及び衛生工学部門と定められています。（昭和45年1月12日建設省告示第39号 改正 平成12年12月28日建設省告示第2537号）
- ・ チの「国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者」は、次のとおり定められています。（昭和45年1月12日建設省告示第38号 改正 平成12年12月28日建設省告示第2537号）
 - 1 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - 2 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習（宅地造成等規制法施行令第18条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年建設省告示第1005号）第4号の国土交通大臣の認定を受けて昭和44年以前に行われた講習を含む。）を修了した者
 - 3 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が都市計画法施行規則第19条第1号イからヘまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

3 設計資格を証明する書類

該当する資格に応じて以下の書類の写しを添付して下さい。

第1号	イ～ニ	卒業証明書
	ホ	技術士の資格証明書
	ヘ	一級建築士の資格証明書
	ト	講習修了証明書
	チ	大学院等に1年以上在学したことの証明書 講習の修了証明書
第2号	第1号該当項の資格を証明する書類及び設計経歴を証明する書類	

